

十和田湖をめぐる開発と環境保護について

宮本利行

一、はじめに

昭和初期、十和田湖をめぐる「開発」優先か、「環境保護」優先かで、地域や国の関係省を巻き込んだ論争が繰り広げられた。

十和田湖は文筆家の大町桂月、武田千代三郎青森県知事、地元法奥沢村（現十和田市）の小笠原耕一村長らの尽力により、美しい景観を有する湖として全国に知られるようになった。大正十年頃より内務省が国立公園制度の検討を始めると、十和田湖は国立公園候補地となった。

一方、幕末から盛岡藩士の新渡戸伝・十次郎父子らにより、開墾事業が進められてきた三本木原は、明治以降、父子の死後もその意志を継ぐ者たちにより開墾が継続された。そして、昭和になり、農林省による国営開墾が計画されると、開墾地に選定されるため、請願運動を開始していくのである。

その運動が本格化してくると、十和田国立公園指定運動をすすめる法奥沢村などは、開墾における水利に十和田湖水が利用されると、十和田湖と奥入瀬溪流の環境が破壊されるとして、国営開墾反対運動を展開する。だが、開墾運動の中心組織である三本木町（現十和田市）の三本木

原大規模開墾期成会は、大規模開墾には湖水の利用が不可欠であると主張し、両者の対立はしだいに高まりを見せていった。¹⁾さらにその対立は両事業の主務省である内務省と農林省の対立へと発展し、争いが解決に至るまで、両事業の推進を遅らせることになった。

十和田湖の開発と環境保護問題を扱った研究には『青森県史資料編近現代4』²⁾「第五章十和田湖開発と国立公園指定」があるが、本稿はそれをさらに深めて論ずるものである。

そこで、本稿は十和田湖水を利用した国営開墾運動と十和田国立公園指定運動が、十和田湖をめぐる対立し、そして、その問題を解決していく過程を追いながら、昭和初期に展開された十和田湖の「開発」と「環境保護」を両立させるために行われた、利害地域や国の関係省の取り組みを明らかにすることを課題としたい。

二、十和田国立公園指定運動

国立公園制度制定運動は、明治四十四年（一九一）の第二十八帝国議会に「日光を帝国公園となすの請願」が提出され、それが採択されて

図1 国立公園候補地の調査実施年度 (大正10～昭和3年)

大正10年度	上高地、白馬山、日光、温泉ヶ嶽、阿蘇山
大正11年度	富士、大台ヶ原、磐梯山
大正12年度	阿寒湖、霧島山
大正13年度	小豆島および屋島、大山
大正14年度	十和田湖、立山
昭和3年度	大沼公園、登別温泉

注) 前掲『国立公園』第3巻第3号、8ページより作成。

※大正15年度、昭和2年度は調査が行われていない。

から始まる。それから、国民の要望が高まり、国立公園調査機関設置などの建議が次々と議会に提出されるようになった。³⁾ 大正十年(一九二一)、内務省はナショナル・パークと名づけられたアメリカの国立公園制度を参考に、全国一六か所の国立公園候補地を選定するとともに基礎的調査を実施し、国立公園制度を検討する。⁴⁾ そして、一六候補地は、図1のように大正十年から昭和三年度にかけて基礎的調査が実施されていった。

大正十二年、大町桂月が「十和田湖を中心とする国立公園設置に関する請願」を提出し、同十四年、十和田湖が国立公園候補地として調査されると、同年十二月、小笠原耕一法奥沢村長は、十和田国立公園期成会を組織し、国立公園運動は高まりをみせていった。

国立公園候補地調査は、わが国の風景について全国規模での関心を生むことになり、昭和二年四月から五月にかけて、東京日日新聞社と大阪毎日新聞社(いずれも現在は毎日新聞社)は「日本新八景選定」というハガキによる各地の風景の人気投票を企画する。一か月の投票期間で両新聞社に殺到したハガキは、通常全国で一か月間に動くハガキと同じぐらいの枚数に匹敵する、九八〇〇万枚にもなり、盛り上りを見せたイベントとなった。⁵⁾

十和田湖を日本新八景に当選させる運動は、十和田保勝会が県下各市町村役場や学校へ投票を依頼したり、また、地元の法奥沢村や大鰐町では町村内あげて投票するなど、全県をあげて展開された。同年七月五日、選定審議会が投票結果を参考に審議を重ねた結果、十和田湖は「日本新八景」の湖沼部門において第一位となり、当選した。⁶⁾ そして、八月十三日には当選祝賀会が盛大に開催された。⁷⁾ 昭和三年、十和田湖と奥入瀬溪流は名勝・天然記念物に指定され、国の手により保存されることになった。⁸⁾

内務省は国立公園候補地の調査とともに法案の作成に着手し、昭和六年二月、「優秀なる自然の大風景地を保護開発して、一般世人をして容易に之に親しましむるの用途を講じまして、国民の保健休養及至教化に資せんとする為」⁹⁾を目的として、国立公園法案を国会に提案する。そし

て、翌三月三十一日、国立公園法が公布された。国立公園法制定に合わ

せ、青森県は十和田国立公園指定に向け、運動を本格化するとともに観光客受け入れのため、十和田湖へ通じる交通機関を整備していった。その結果、十和田湖へ入る路線として次の四路線が整備されていた。

三沢線（三沢より三本木、焼山、奥入瀬溪流を經由して十和田湖に至る）

青森線（青森より酸ヶ湯温泉・八甲田山中腹を越え、焼山、奥入瀬溪流を經由して十和田湖に至る）

黒石線（黒石より浅瀬石川を遡り、滝ノ沢峠から御鼻部山を越えて十和田湖に至る）

大鱈線（大鱈より途中黒石線に合流し、十和田湖に至る）

なお、昭和九年八月には青森線において鉄道省の省営バスが運行を開始することになった。

昭和四年、国立公園候補地選定のため調査を行っていた日本庭園協会や厚生省のメンバーが中心となり、国立公園協会が設立されると、六年三月、同協会青森県支部が知事らを発起人として創立された。本支部は、規則第三条に「十和田湖・八甲田山を中心とする国立公園の調査研究を遂げ、之に関する思想の普及を図ると共に、同地国立公園の指定及其の発達に就て貢献するを目的とす」とあるように、十和田国立公園指定運動の中心組織となった。また、同年七月、地元の法奥沢村も十和田国立公園指定実現のため、次の陳情書を提出している。

陳情書

十和田湖を中心とする国立公園候補地一帯の地域は概ね国有林にして、数万町歩に渉る広大の地積天然の風景美は実に天下に冠たるものあり、山岳あり、湖沼あり、溪流あり、温泉あり、闊葉樹の大原始林あり、高山植物の大群落あり、各々其の特有なる絶大の景観を呈し、学術研究上貴重なる資料に富み、幽粹にして神秘的なるの靈場亦以て国民保健の地として最上の適地たり

八甲田の連峰を包含する山嶺一帯の雄姿壯観、奥入瀬溪流の水清くして激湍あり、深淵あり、急瀬あり、島嶼あり、両側の山谷は総て原始的大森林にして断崖絶壁其の間十数条の大小瀑布あり、十和田湖亦水清く湖底深く周囲実に十六里余の大湖にして四周高く鬱蒼たる大原始林を以て包み、湖中南方より北方に向つて突出せる二大岬角は延長各々一里にして何れも一塊の大岩石より成り、一は雄大莊嚴にして、一は秀麗繊細なり、総して交通至便にして四通八達、然して此の路線の過半は自動車の便を有し、沿道多くの温泉地帯を有すること亦他に類を見ざるなり、浴すべく、登山すべく、舟遊すべく、清興尽くる所なし、幽邃にして莊嚴の美其の神秘的なる此処に一度足歩を投ぜんか神身忽ち爽快を覚ひ、真に仙境に遊ぶの感あらしむ、之れ即ち国立公園施設の地として最良の好適地なりと信し申候

何卒御詮議の上、国立公園として御設置相成度茲に謹て奉陳情候也
昭和六年七月二十四日 蔦にて

青森県上北郡法奥沢村長 小笠原奥治 印

男爵 藤村義明殿〔以下一五名略〕

さらに、同年九月、法奥沢村は国立公園指定運動において、十和田湖の地元であることを全国に認知してもらうため、「十和田村」と村名の改称を検討し、次のように申請している。¹⁵⁾

法庶発第三二七七号

昭和六年八月二十六日

上北郡法奥沢村長 小笠原奥治

青森県知事 守屋磨瑛夫殿

村名改称許可申請

当「法奥沢村」を左記理由に因り「十和田村」と改称することに当村会の決議を経候条、別紙村会決議書相添へ町村制第五条に依り許可を請ふ

記

理由

元来、当村名は呼称上甚だ不便にして、外来者に於て適確なる村名を称ふるもの少く、故に、文書・電信・電話等にも外来の者には誤字・誤信を生じ、之れが為め彼我の蒙れる損失亦尠しとせず、近来、十和田湖の宣伝せらるゝと共に十和田湖に関する遠来の照会は十和田村の名を以てするもの多く、之れに対するに法奥沢村の名を以て回答するは当村の所在を苦しましむるの有様なり、故に、世間は十和田湖あるを知りて、地元なる法奥沢村を知るもの殆んど無しと云

ふも過言にあらざるべし、然るに法奥沢村を十和田村と改称の必要は却て遠来者の号ふ処にして、将来十和田の発展すると共に十和田の名称は、諸般の事項に至大の關係あるを以て、十和田湖の地籍を有する当村としては、十和田村と改称するは尤も相応しく、且当村将来のため当然の帰結と云はさるべからず、若し一朝にして他に十和田と改称する町村現出せんか当村の不利益なること言を俟たず、故に、当村が十和田村と改称の成否は将来我が村の浮沈を卜するものにして、茲に村名の改称を急務とする所以なり

つまり、十和田湖の名声が全国的に高まり、法奥沢村へ文書・電信・電話などで問い合わせが増えてきた。その際、村名のホウ・オク・サワを法奥沢と正確にわからず誤字や誤信が多く難儀している。また、なかには十和田湖の地元なので十和田村と記してくるところもある。そのため、将来、十和田湖の名声が高まることも考慮し、村名を十和田村と改称したいとのことであった。この申請は、翌月の九月七日に許可された。¹⁶⁾

昭和七年十月、内務省内で開催された国立公園委員会総会において、国立公園候補地一二か所が選定された。それは、北から順に阿寒、大雪山、十和田、日光、富士、日本アルプス、吉野及熊野、大山、瀬戸内海、阿蘇、雲仙、霧島であった。¹⁷⁾

十和田湖は日本新八景当選とともに、国立公園候補地にも選定されたことで、国立公園指定は確実視されていたが、折りから、農林省の十和田湖水を利用した三本木原国営開墾計画が本格化してくると、内務省は

環境破壊を危惧し、指定に慎重な態度を取るようになった。内務省と農林省の対立と妥結については第五章において詳細を論じることにする。

両省の意見の対立に妥結の見通しが立つと、昭和十一年二月一日、十和田湖とその一帯は国立公園に指定をされた。¹⁸⁾

三、三本木原国営開墾運動

三本木原野の開墾は、幕末の安政二年（一八五五）、盛岡藩士新渡戸伝・十次郎父子の指導のもとで着手された。開墾の背景には、安政元年に盛岡藩が実施した、「十ヶ年士の制」があった。この政策は、財政難に悩む盛岡藩が、寛政元年（一七八九）以後に給人や武士に取り立てられた者の家禄を取り上げるというものであった。ただし、一〇か年はこれまでの家禄の三分の一を支給し、その後、学問や武芸に励んだものは再び召し抱える。あるいは、新田開発を行い、成功した者はその分を家禄として与え、一〇か年たたなくても召し抱えるというものであった。対象となった者の多くは、何も保証がない前者より、後者の新田開発を選択し、すでに花巻周辺で自らの知行新田開発の実績がある新渡戸を指導者として仰いだ。新渡戸が三本木原を開墾地の対象としたのは、かつて父の追放にともない下北の川内へ同行し、安野屋素六あんのやせろくと名前を変えて、材木商を営んでいた頃、三本木原を往復しながら十和田のケヤキなどを運搬していたことがあり、その際、この広大な原野の開発を構想したと言われている。¹⁹⁾

開墾事業は幾多の困難を経て、慶応元年（一八六五）に一応の完成を

見た。その後、新渡戸父子は第二次開墾事業に取りかかろうとしたが、明治維新により、後ろ盾となっていた藩体制が崩壊し、その混乱期に十次郎と伝が相次いで死去したため、事業は中止となった。

明治五年（一八七二）、明治政府は斗南士族への士族授産事業として、三本木開墾事業を行う陸奥国農会社を設立し、旧斗南藩士族一、五〇〇人余りを入植させた。しかし、収穫量が上がらず、八年に事業は廃止された。²⁰⁾ 九年、三本木原開墾地が天皇巡幸において視察されたのをきっかけに、政府の殖産興業推進政策もあり、開墾の意志を受け継ぐ者たちが国有地や御料地の払い下げを受け、十七年に三本木共立開墾会社（明治二十七年、三本木開墾株式会社）と改称）を設立して開墾事業が再開された。大正期になると稲生川の水利をめぐる、三本木開墾株式会社と地域の有力地主との間に紛争がおこり、訴訟にまで発展した。紛争は沢農場の所有者である渋沢栄一や道岡県知事の仲裁で妥結するが、その結果、開墾会社は解散することになった。大正十二年（一九二三）、三本木開墾会社に代わり、新たに稲生耕地整理組合が結成され、開墾事業は継続されることになった。同組織会は開墾地の拡張に奥入瀬川から灌漑用水の取水を計画としたが、奥入瀬川の稲生川取入口下流の上北郡藤坂村大堰組合・古淵堰普通水利組合・相坂平耕地整理組合は、渇水期における用水不足を懸念して取水に同意せず、事業は頓挫しかけた。だが、同組織会理事長の水野陳好は、新たな水源として奥入瀬川最上流の巨大な貯水池である十和田湖に着目し、県や農林省に対し、十和田湖水を利用した大規模国営開墾地への選定を請願していくのである。²¹⁾

折しも、農林省は、人口増加問題対策としての食糧増産に国営開墾を

検討しており、三本木原は候補地のひとつとなった。昭和二年（一九二七）、稻生耕地整理組合組織会は、国営開墾実現に向けた運動拡大のため発展的に解散し、上北大規模開墾期成会を設立するのである。同期成会は大規模開墾の必要性を次のように述べている。²²⁾

上北南半部は前述の如き、元三本木開墾株式会社割譲地のみならず、多大の未墾開田適地を有し、国家経営大規模開墾として実に理想的の地にして、此れが開墾の暁は、生産する米穀十四万石を下らざるべく而も三千戸以上の殖民をなし得るものと信ず、斯くて国家食糧問題、人口問題、産業政策の上よりして、将又地方開発上よりして、此開墾は一日も忽にすべきものにあらず、凡そ吾国人口増殖の趨勢よりして何等かの方策を講ぜざるに於ては、今後五十年にして一人当りの米糧、現在の半減となるを聞く、されば国家は此点に着眼し、開墾に意を注ぎ、第五十二議会に於て大規模開墾調査費予算は通過し、近く具体的計画の着手を見るに至る

関係土地所有者諸賢光輝ある歴史と緊急なる開墾現状と有望なる未来とを有する此の土地、此の大平原の大規模開墾の達成に努力せざらんば悔を後世に残すものなり、幸に国及県に於ては、之が達成に尽力されつつあるを以て、吾人関係者は此際和衷協力以て県・国と力を協せ、該開墾の一日も早く達成することを努力せざるべからず、之れ上北大規模開墾期成会を設立する所以なり

設立趣意書において、三本木原は開墾が継続されてきた経緯があり、

開墾により一四万石の収穫量と三千戸以上の入植者を受け入れることができる。農林省の食糧増産政策には本原野の開墾が有望であると主張している。同期成会は後に三本木原大規模開墾期成会と改称し、国営開墾運動の中心組織となる。

しかし、十和田湖の地元である法奥沢村を中心とする国立公園指定運動派は、開墾事業における十和田湖水の貯水により、十和田湖や奥入瀬溪流の環境が破壊されるとして、開墾事業反対運動を開始する。そのため開墾計画は中断することになった。そこで、開墾期成会では開墾促進に向けた陳情を展開していくが、陳情活動の一端は次の史料でうかがうことができる。²³⁾

農林省にては、親しく実地踏査の結果、此の地は僅か数百町の開田に甘んずへきものにあらず、水源を十和田湖に求むるに於ては、尠くも七千町歩の大規模開田を成功し得へしとして、八か年の永きに渉り調査を進められ、其後風景をも顧慮せられ、半減して三千五百町の開田計画を立てたりと聞く

吾人関係者は上之帝室に対しての恩典に報ひ、又一方此の地に主食物たる米穀を獲らるべくと歓喜雀躍、其の実現を期待しありしに因らずも、国営公園設定の声高まり、十和田湖より引水するは風致を破損するものと為し、之か開田を阻止せんとするが如きは、実に遺憾至極にして、由来、農を国本とする我が国に於ては、重大問題なりと信せらる

殊に開田を以て義務なりとする地方農民にして、如何に世相とは言

ひ、天与の水源地を遊覽的娛樂の目的に奪はれ、之か開田を阻止せらるゝとは、純真且つ善良なる思想に及ぼし影響甚大なるを憂ふるものなり

此の点より考察するも将又地区内水田を有せず、日常の生活米にも窮する二十有余の部落民に対しての幸福を顧みざるに至つては、社会人道上より見ても由々敷否な承服し得ざるなり

閣下、東北地方振興方策樹立のため、親しく此の地御巡視遊され、夫れ／＼地方に即応する施設を行はるゝこと、信するも、前叙の事情にも御賢諒を垂れ給ひ、併せて米穀を除いて収入の増加する農産物に乏しき特殊事情にある当地方農村の如きは、特に御考慮に容れらんことを懇請し奉る

つまり、灌漑用水を十和田湖から引水することで、十和田湖の環境が破壊されるとの計画反対の動きがあるが、十和田湖を国立公園に指定し、国民の保養地として遊覽的娛樂を優先し、開墾を断念すれば、日常生活に窮する地域住民の生活はますます苦しくなり、東北振興を妨げることにならうと主張している。

国営開墾運動派と環境保護を訴える国立公園指定運動派の対立は長期化し、国営開墾を進める農林省と十和田国立公園の指定を進める内務省の対立へと拡大し、昭和十一年にやつと妥結を見る。この経緯については第五章で論じることにする。

昭和十二年三月、国営開墾に関する予算が帝国議會を通過し、正式決定すると三本木原大規模開墾期成会はその役割を終え、開墾事業を進め

る組織として三本木原耕地整理組合が設立されるのである。

四、十和田湖環境保存と国営開墾論争

昭和二年（一九二七）、十和田湖は日本新八景に選定され、さらに三年、国の名勝天然記念物に指定されると、国立公園の有力候補地となった。国立公園指定をめざす法奥沢村などは、湖水利用による三本木原国営開墾が十和田湖の環境を破壊し、指定を妨げることになると危惧を抱くようになった。一方、国営開墾運動を展開する三本木原大規模開墾期成会は次のような意見を主張する。国営による大規模開墾は、国家の食糧増産政策や開墾による地域住民の安定した生活を保障するものであり、奥入瀬川の水量では灌漑用水として不足するため、十和田湖水を貯水し、その水を利用しなければならぬ。それはあくまで十和田湖の環境を破壊しないよう配慮して行ふ。両者は主張を譲らず、対立はしだいに高まっていく。

そして、その対立は『東奥日報』紙上での論争へと発展していくことになる。国営開墾に反対の立場をとる法奥沢村の小笠原松次郎（ペンネーム「臥雲仙人」）は、『東奥日報』に昭和二年七月七日から九日までの三回にわたり「十和田湖利用三本木原国営開墾問題を排す」と題する論文を掲載し、国営開墾反対論を展開した。さらに、小笠原を中心とした村内有志は、村会や日本の環境保護問題に影響力を持つ日本庭園協会に国営開墾中止を働きかけていく。村会はこの問題を取り上げ、全会一致で国営開墾反対を決議し、県知事に意見書を提出する。また、日本庭園

協会も重要問題と捉え、内務・農林・逓信の各大臣に十和田湖環境保護の建議書を提出する。このように、反対運動は関係団体の協力を得て拡大していった。

さらに小笠原は同紙に昭和四年七月二十九日から八月六日にかけて七回にわたり「三本木平開墾事業と十和田湖風致問題」と題する論文を連載し、国営開墾反対を論じる。その論文は、別府温泉亀の井ホテルの経営者である油屋熊八が十和田湖の環境を破壊する国営開墾に反対する内容を綴った書簡の紹介から始まる。油屋は当時、日本屈指の観光ホテル経営者で、観光と景勝地の問題に精通している人物であった。彼は書簡で、十和田湖の環境は、近い将来国立公園として国家の財産となるものである。それなのに四、五〇〇町歩程度の開墾のために破壊するようなことになれば、計り知れない損失になると述べる。²⁴

そして、小笠原は十和田湖環境破壊の具体的理由を次のように論じる。第一に、農林省が計画する灌漑利用のための貯水により、湖水面が自然状態における春の満水時期よりも二尺（六〇・六センチメートル）以上上がると、十和田神社下から西方湖岸に至る約三町歩にわたる林は、湖水に侵されることで枯れてしまい、社殿は殺風景になってしまう。²⁵ また、湖内の奇岩である御門石は水中に没し、蓬萊島・種子ケ島・グミ島・猿ガクラ下の小島など、水面より露出している部分が少ない島々は水没し、その樹木の大半が枯れ死する。第二に、水位の低くなる夏よりも灌漑用の放流で二尺以上湖水面が低くなると、十和田湖内の島々で最も端正優美な恵比須島は、島ではなく陸続きとなり、また、東湖猿ガクラ下の小島のいくつかは消え、陸上の岩に過ぎなくなる。第三に、奥入瀬溪谷

が受ける影響として、灌漑期に子ノ口から放流される水量は、自然状態の数倍となるため、景観美を見せている溪流中の小島の草木は洗い流され、また、岸辺の岩を包む鮮苔や河岸に生えている樹木も削り流され、²⁶ 青葉のトンネルを流れる幽暗を極めた趣はなくなってしまう。以上のように、湖水位の調節は十和田湖のみならず、奥入瀬溪流の環境も破壊することになるため、湖水利用の開墾計画は中止すべきだと主張するのである。

小笠原の主張に対し、太田常利²⁷は、国営開墾賛成の立場で、同じく『東奥日報』紙に昭和四年九月二十五日から二十九日の五回にわたり、反対論文を掲載している。まず、太田は冒頭において「十和田湖の風致に大なる危害を加へざる範圍に於て其水を利用して開墾をしたいもの²⁸」と環境保護と開墾両立可能論の立場で次の反対論を展開する。

第一に、本開墾事業は、現在の日本における重要課題である人口増加に対する食糧増産政策に必要である。国営による開墾政策を進める農林省は、開墾地を選定するため、三本木原を含め、千葉県の印旛沼、福島県の矢吹原などを候補地として調査しているが、開墾経費が最も少なくてすむのは三本木原であり、候補地として有力である。そして、小笠原が食糧増産政策を軽視していることに対し、仙人（小笠原松次郎のこと）はかすみを食っているから食糧問題には無頓着だと皮肉っている。第二に、十和田湖に人口の手を加えることに反対する小笠原ら地元民は、かつて周辺環境を破壊する十和田銀山の開発に反対しなかったことや、奥入瀬溪谷近辺の草木を食い荒らす牛馬を放牧させていることを批判している。また、十和田湖が国立公園として国民の保養地となるには

道路を整備し、自動車がすれ違えるほど車幅を広くする必要はあるが、これは環境保護に逆行することで、国営開墾ばかり批判するのは片手落ちではないか。

第三に、大正七年以降の調査で、農林省は冬季の貯水は例年の最高水位以上に高める必要がないとしているので、小笠原の心配は杞憂である。しかし、灌漑用水放流期の最低水位は、現在の最低水位より三尺程度低下するため、小笠原の意見どおりだろうが、その程度の水位低下では環境に影響を与えることはない。

第四に、灌漑期に子ノ口からの放流量が洪水時以上になっても、放流量が洪水量を超過するのは銚子大滝より上流であり、溪流の景観地の大半はその下流にあるため、環境に影響は出ない。また、洪水の際は子ノ口の水門を調節するから被害を防ぐことができる。²⁹

以上のように、太田は国家の食糧増産の国営開墾政策には三本木原が最適地であり、開墾における灌漑用水に十和田湖水を利用することによる環境破壊は心配なく、小笠原の主張は杞憂にすぎないと反対論を展開する。

それに対して小笠原は、昭和四年十一月十五日から二十三日まで八回にわたり、同紙に太田の意見に対する反論を掲載する。まず、十和田湖は富士・日光・上高地・阿蘇山などと並ぶ日本屈指の景観地である。その環境を破壊してまでわずか数千町歩の開墾を優先するのは、目先のことにとらわれすぎており、大局的な見地に欠けているのではないか。また、開墾地は必ずしも水田にする必要はなく、畑作地として馬鈴薯・麦・大豆などを植えた方が、ヤマセの影響を大きく受ける上北地方の風土

に適している。

次に、太田の第三論について、自然状態の最低水位よりさらに三尺以上湖面が低下すれば、小島の草木は水分を断たれて枯れ死し、景観は確実に破壊される。第四論について、農林省は調査の結果、子ノ口から放流するの水量が平時の三倍ほどになっても、大雨の増水と同程度のため、渓谷の景観を甚だしく破壊することはないと主張しているが、降雨の増水は数時間のことであり、農林省の計画のように、約半年間におよぶ継続的な増水では、渓谷の草木や小岩などに影響が出るだろう。また、貯水のため半年間子ノ口の水門を閉じることで、渓谷が枯渇した場合の殺風景も懸念される。

小笠原は太田の主張する十和田湖環境保護と国営開墾両立論に真っ向から反対している。さらに、農林省が計画する三五〇〇町歩の開墾に必要な水量について、机上の計画と実際とは異なることもある。もし、水量が足りないとしたら、毒を食らばは皿までだと、最初の計画以上に放流量を増すことも考えられ、それで、湖面の水位が低下することになれば、ますます環境が破壊されることになる。³⁰

こうして国営開墾の是非を問う論争が繰り広げられるが、争点は次第に、湖面の水位低下量と子ノ口から放流される水量に絞られていった。昭和八年、開墾反対派は開墾中止の陳情書を十和田村長名で関係各省市に提出する。³¹

陳情書

十和田国立公園の実現は、本県民の積年一致熱望する所にして、

既に先年来より数度陳情書を提出し、指定促進方に付嘆願しつゝある所なるが、巷間伝ふる所によれば、農林省の御計画に依る三本木平国営開墾事業との間に葛藤を生じ、今に指定困難の事情にありとの事なるが、果して右の風説の如き事情によりて指定を遷延せられつゝあるものなるに於ては、本十和田村民一同の遺憾至極とする所に御座候

我等の改めて申上げるまでもなく、十和田湖より八甲田山に及ぶ国立公園予定区域内の風景は、我が国湖沼渓流山岳を代表して全世界に誇示し得るの大風景にして、絶対に他に代地を求むべからざるの国宝なり

水田開墾可能地は、是非共三本木平を選抜せずとも他に幾十個所の代行し得べき適地あるべく、況んや三本木平は水田にあらざれば利用の方法なきにあらざらず、現に畑地として馬鈴薯、亜麻、蕁苔等を耕作し、水田以上の利益をあげ居る現状にあり

農林省の三本木平開田計画に依る十和田湖引水工事は、天下の至宝十和田湖及奥入瀬溪流の心臓に刃を擬するものにして、国宝的湖沼溪流景観として全世界に誇らんとする我が十和田湖の生命を奪はんとするものなり

若し農林省に於て強いて国営水田開墾の目的を達成せんと欲するに於ては、必ずしも十和田湖をその貯水池として利用せじとも、三本木平中適当の地に貯水池を設くるか、或は小河原沼より揚水機を用いて之れに依て開田する方法など、なきにあらざるものと思考せらる

希くは速かに我が十和田湖をして第一次国立公園に指定せられ、十和田湖及奥入瀬溪流の原始風景をして、永遠に擁護せらるるの道を講ぜられん事を本村村会の決議により伏して懇願陳情に及び候也
昭和八年十二月五日

青森県上北郡十和田村長 小笠原奥治 印

内務大臣 山本達雄殿

農林大臣 後藤文夫殿

国立公園協会長 細川護立殿

青森県知事 多久安信殿

これに対し、開墾推進派も県や農林省への陳情活動を活発化させていく。十和田湖をめぐり利害関係のある地元との対立は、しだいに環境保護を優先する内務省と国営開墾政策をすすめる農林省の対立へと発展していった。

五、内務省・農林省の対立と妥結

昭和三年（一九二八）四月、十和田湖と奥入瀬溪流が、名勝及天然記念物保存区域に指定されるにあたり、内務省と農林省は十和田湖の環境保護のため次のような協議を行った。^(註)

昭和三年三月二十七日、農林次官発内務次官宛名勝及天然記念物指定に関する件

昭和二年十一月二十一日付発理第十九号及同年十二月十五日付発理第十七号を以て、御申越に係る所管国有林を名勝及天然記念物として指定の件は、格別異存無之候も（中略）客年十二月二十八日付を以て照会致置候、十和田湖利用開墾水利計画に關しては、二月一日付を以て御回答の次第も有之候処、其の後内協議の結果、貴省より御申出の既往高水面下水深五尺五寸に亘り貯溜利用の義、当省に於ても異存無之候に付、指定後右国有林の管理施業並に十和田湖利用に支障なき様御配慮相成此段及回答候也

追て十和田湖水利使用に關しては、為念一応何分の義御回示相煩し度此段申添候

つまり、両省は十和田湖と奥入瀬溪流の環境保護をなしうる最大貯水量は五尺五寸までと判断した。そのため、農林省は開墾計画を半減し、三三〇町歩とした。³³

しかし、前章で述べたように、昭和四年頃から十和田湖の地元で三本木原国営開墾の是非について論争が展開され、国営開墾計画中止の陳情が提出されると、内務省は農林省から出された計画を再考する。その結果、子ノ口の調節水門から灌漑期に放流される水量は、奥入瀬溪流の水苔・水藻・沿岸の原始林などを枯死させ、環境破壊を引き起こすと判断し、一転して天然記念物保存業務を内務省から移管された文部省とともに、農林省の計画に反対するのである。³⁴

七年七月、文部省内の天然記念物史蹟名勝保存会が中心となり、保存会副会長徳川達孝や十和田村長小笠原奥治らが出席する三本木原国営開

墾反対運動の協議会が開催され、運動は激しさを増していった。³⁵

六年三月三十一日、国立公園法が制定されると、内務省は国立公園指定に向けて動き出す。七年十月、省内で開催された国立公園委員会総会において、候補地一・二か所が選定され、次年度より順次指定される見込みとなった。その候補地の一つとなった十和田湖は、環境破壊が危惧されていることもあり、内務省は、公園区域確定の準備調査を実施するが、正式指定まで環境保護と国立公園施設の整備をすすめるよう県知事に通達している。³⁶

八年に入ると内務省と農林省の対立はさらに拡大し、次の記事のように十和田国立公園の指定が危うくなる。³⁷

国営開墾が祟り／十和田国立公園指定に難色／調査員の派遣も無期延期

【東京電話】十和田国立公園問題は其の後依然進捗せず、農林省側では国営開墾計画が可なりの程度迄進んで居り、今更之を中止も出来ざる如き状態にあり、内務省衛生局では国立公園指定を前にして、斯る紛糾を醸しては或は正式指定も如何かと危まれる事になると、強硬に農林省の石黒次官と交渉を重ねつゝあり、衛生局の田村技師は、日夜同問題につき奔走して居り、これがため、十和田国立公園調査員派遣の如きも無期延期となり、事態は憂慮されて居る

同年十月、このような事態に危機感を感じた十和田保勝会は、県下各市町村長の署名を集め、国立公園指定の一大運動を起こしていった。³⁸

一方、三本木原国営開墾計画は、県耕地課が開墾地域調査に要する経費を九年度予算で要求するが、国立公園指定運動派と国営開墾運動派が対立するなか、耕地課が事業を施行すれば、対立が激化すると判断され、知事査定で見送られてしまう。そのため、開墾計画は絶望視されていた。³⁹ なお、九年十一月には、内務・農林両省の専門家が具体的な調査を行うため十和田湖を訪れている。⁴⁰

一、二か所の国立公園候補地のうち、九年三月十六日に雲仙、霧島、瀬戸内海が指定され、同年十二月四日に阿蘇、日本アルプス、日光、大雪山、阿寒が指定され、計八か所が正式指定された。⁴¹ 残る候補地の十和田は国営開墾問題、富士・大山は陸軍演習地との区域分け問題、吉野及び熊野は私有地の保障問題が解決されず、指定が延期されることになった。

十年になっても内務・農林両省の対立は暗礁に乗り上げたままとなっていた。このままでは十和田湖は国立公園に指定されず、また、三本木原の開墾事業も開始されず、八方ふさがりとなってきた。そのため、小林県知事は両省に働きかけるために上京するが、妥結点を見いだせなかった。⁴² その後、内務省はこれ以上国立公園指定を延期できないとし、未指定の四候補地について関係各方面との妥結をはかる方針に決するのである。富士と大山は陸軍の演習区域と公園区域で対立していたが、陸軍側に譲歩することで問題を解決した。吉野及び熊野については民有地の大部分を除いて公園区域とすることで解決した。そして、十和田湖は未解決のままだったがいつまでも先送りできず、農林省と折衝のうえ妥結することにし、四候補地の指定を決定することにした。⁴³

昭和十一年二月一日、官報第二七二三号の内務省告示第三十一号で十

和田国立公園は正式に指定されるが、農林省との折衝は妥結点を見いだせないままであった。内務省が最も懸念しているのは、灌漑期の大量の放流で奥入瀬溪流を形成している樹木、灌木、鮮苔などが浸食破壊され、流失する環境破壊にあった。⁴⁴ 同年の秋頃、この難題に糸口を見いだせないまま、八方ふさがりの状況下、国営開墾を推進する水野陳好は、反対派の最も大きな反対理由が奥入瀬溪流への大量の放流にあることから、会議において無理を承知で「奥入瀬溪流を使わず、十和田湖のドテツパラに穴をあけて通したらどうか」と提案するが、そのときは採用されなかった。⁴⁵

同年八月、小林県知事は農林省耕地課長と折衝する。それは五尺五寸の湖面水位調節を縮小して、十和田湖の環境に支障ない程度にし、内務省の了解を得ようとの提案であった。⁴⁶ それを受けて農林省は、調節水位を五尺五寸から三尺五寸に引き下げることにし、それにもない開墾計画面積は三三〇〇町歩から二五〇〇町歩に縮小することになった。⁴⁷ こうして内務省と農林省は調節水位を引き下げることで妥結し、三本木原国営開墾事業は、昭和十二年十二月三日に予算措置が認められて決定するのである。

事業が開始されると、水田灌漑期の放流は子ノ口からでなく、水野が以前苦しい紛れに「十和田湖のドテツパラに穴をあけて通したらどうか」と口走った提案が採用されることになった。つまり、それは図2のように、十和田湖の「青撫」地区に取水口を設け、水路を掘削し、十和田湖水以外の奥入瀬川左岸山林地区内のソスベ川外十ヶ川の水量を補給水として、灌漑用水や電力用水として使用する。また、水圧を利用して十和

田湖に逆流させて貯水する、奥入瀬川河水統制計画となった。⁽¹⁹⁾

このように、結果として、十和田湖水利用の国営開墾問題は、奥入瀬溪流を使用しないことで解決するのである。

六、おわりに

開発と環境保護の問題は、諫早湾干拓問題、長良川河口堰問題、中海・宍道湖干拓問題など、農地に転用するための干拓が、水産物の生態系に影響をおよぼしているとの疑いが生じ、環境保護運動が展開され、現在も未解決である。開発を進める国は、生態系への影響を示す確たる証拠はないとし、一方、環境保護を訴える地域住民らは影響があると主張し、事業の中止を求めている。開発と環境保護は相対立するものとなり、両立は困難な問題となっている。

本稿では、開発と環境保護の問題を、昭和初期の十和田湖をめぐる国営開墾における湖水利用による開発と、国立公園指定を得るための環境保護を事例として取り上げた。開発派と環境保護派の対立は、利害関係のある地域住民の対立から、両事業を進める農林省と内務省の対立へと拡大し、両事業とも不成立になりかねない状況に陥ってしまう。この状況を打破するため、両省は十和田湖と奥入瀬溪流における環境保護の争点を、灌漑用水に利用する十和田湖水の貯水量と、灌漑期に子ノ口から放流する流水量にしばって折衝し、事業達成に向けた妥結点を模索する。その結果、湖水の貯水量は、開墾面積を三三〇〇町歩から二五〇〇町歩に縮小することで、自然水位の最高位より五尺五寸高めることから三尺

五寸に引き下げるようになった。また、奥入瀬溪流の環境保護に関しては、灌漑用水の放流は子ノ口からではなく、青撫地区に取水口を設けて水路を掘削し、そこから灌漑用水と発電用水が放流することになった。奥入瀬溪流に放流しないため、溪流の環境は守られることになった。

このように、十和田湖をめぐる開発と環境保護の問題は、環境保護を前提とした開発であり、十和田湖を拠点として青森県を發展させようとした人々の試行錯誤により解決するのである。

戦後、十和田湖は、国立公園に指定されたことで、交通機関や宿泊施設など、観光地として整備が進んでいった。そして、多くの観光客がバスや自家用車で訪れる全国有数の観光地となった。しかし、その車の放出する排気ガスなどが環境を壊す原因となっている。そこで、環境保護を前提とした観光地の在り方の問題について検討することを今後の課題としたい。

註

- (1) 地元の利害により対立した法奥沢村（昭和六年「十和田村」、昭和三十年「十和田町」、さらに昭和五十年「十和田湖町」と改称）と三本木町（昭和三十年「三本木市」、さらに昭和三十一年「十和田市」と改称）は、平成十七年一月一日に合併し、十和田市となった。
- (2) 青森県史編さん近現代部会編、青森県、二〇〇五年、三七三～四〇九ページ。
- (3) 『国立公園』第三巻第七号、国立公園協会、一九三二年、一一ページ。
- (4) 白幡洋三郎『旅行ノススメ』中央公論社、一九九六年、六四ページおよび前掲『国立公園』第三号第七号、一一ページ。
- (5) 前掲『旅行ノススメ』六六ページ。
- (6) 明治四十五年、武田千代三郎青森県知事が、十和田湖を全国に紹介するとともに、自然環境を保護する目的で設立した組織である。
- (7) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七五～三七六ページ。
- (8) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七五～三七六ページ。
- (9) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七六ページ。
- (10) 前掲『国立公園』第三巻第三号、二ページ。
- (11) 前掲『青森県史資料編近現代4』三八五～三八六ページ。
- (12) 前掲『旅行ノススメ』五九ページ。
- (13) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七七～三七八ページ。
- (14) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七九～三八〇ページ。
- (15) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七九～三八〇ページ。
- (16) 前掲『青森県史資料編近現代4』三七九～三八〇ページ。
- (17) 前掲『国立公園』第四巻第一号、一九三二年、二ページ。
- (18) 前掲『青森県史資料編近現代4』三八二～三八三ページ。
- (19) 『稲生川と土淵堰―大地を拓いた人々―』青森県立郷土館、一九九四年、二九～三一ページ。
- (20) 青森県農地改革史編纂委員会『青森県農地改革史』農地委員会青森県協議会、一九五二年、八二～八三ページ。
- (21) 水野陳好『続々大志を継いで』水野学校事務局、一九八八年、二七～五三ページ。
- (22) 前掲『青森県史資料編近現代4』三八九～三九〇ページ。
- (23) 前掲『青森県史資料編近現代4』三九〇～三九一ページ。
- (24) 『東奥日報』昭和四年七月二十九日付。
- (25) 『東奥日報』昭和四年七月二十九日付。
- (26) 『東奥日報』昭和四年七月三十一日付。
- (27) 新渡戸稲造の兄である道郎（三本木新渡戸家の祖）の孫で、太田家を継ぐ。海軍少佐であった（新渡戸憲之『三本木原開拓誌考』三八三～三八四ページ）。また、上北大規模開墾期成会の顧問でもあった（前掲『続々大志を継いで』七二～七三ページ）。
- (28) 『東奥日報』昭和四年九月二十五日付。
- (29) 『東奥日報』昭和四年九月二十五～二十九日付。
- (30) 『東奥日報』昭和四年十一月十七日、十九日、二十日、二十一日、二十三日付。
- (31) 前掲『青森県史資料編近現代4』四〇八～四〇九ページ。
- (32) 『三本木原開墾事業要覧』三本木原耕地整理組合、一九三八年、四一～四二ページ。
- (33) 前掲『三本木原開墾事業要覧』四二～四三ページ。
- (34) 『東奥日報』昭和四年十一月二十三日付。
- (35) 『東奥日報』昭和七年七月十七日付夕刊。
- (36) 『東奥日報』昭和七年十月十九日付。
- (37) 『東奥日報』昭和八年九月二十日付。

- (38) 『東奥日報』昭和八年十月十七日付夕刊。
- (39) 『東奥日報』昭和八年十月二十一日付夕刊。
- (40) 『東奥日報』昭和九年十一月九日付。
- (41) 中道等『十和田村史』十和田村、一九五五年、五二三ページ。
- (42) 『東奥日報』昭和十年六月十三日、二十三日付。
- (43) 『東奥日報』昭和十年十一月二十一日付。
- (44) 前掲『青森県史資料編近現代4』三八二ページ。
- (45) 『東奥日報』昭和十一年七月四日付。
- (46) 前掲『続々大志を継いで』一八九〜一九〇ページ。
- (47) 『東奥日報』昭和十一年八月十二日付夕刊。
- (48) 『東奥日報』昭和十一年十月十八日付。
- (49) 前掲『続々大志を継いで』一九〇ページ。

(みやもと・としゆき 青森県立五戸高等学校教諭)